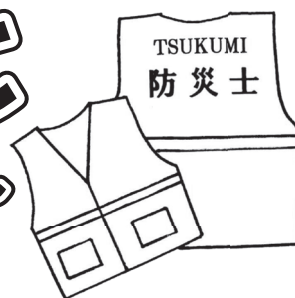


ある防災士のひといごと

～避難情報の理解不足が9人の犠牲者を～



～「避難情報」について改めておさらいしましょう。～

1951年に気象庁が統計を取り始めて以来初めて東北地方に上陸した台風10号は、東北・北海道地方に大きな被害をもたらし、中でも岩手県内のグループホームで9人の高齢者が犠牲になるなど、9月10日までに18人が亡くなりました。

被害が大きくなった要因として「避難準備情報」の意味の理解不足が挙げられます。

避難に対する基本的な考え方は自ら判断をし、天気が荒れる前の早めの避難が最も大切です。

行政から出された「避難情報」について改めておさらいしましょう。

避難に関する3つの情報

災害危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に行政から発令されます



①避難準備情報（人的被害の発生する危険性が高まった状況）

- 避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者やその支援者は避難を始める
- 通常の避難ができる人は、家族との連絡、非常持出し品の用意など避難の準備を始める



②避難勧告（人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況）

- 発令された地域のすべての住民は指定された避難場所に避難



③避難指示（人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況）

- すべての住民は避難を完了していなければなりません
- まだ避難していない住民はただちに避難を、万一避難する余裕がなければ、命を守る行動をとる



避難勧告・避難指示になれば避難行動そのものが危険な状態になります。避難準備情報が発令されたらできるだけ早目に、避難しやすい時に避難行動を起こしましょう。

防災行政無線の電話応答サービス

放送を聞き逃した場合の手段として、防災行政無線の電話応答サービスの運用をしています。

☎82-0228・☎82-0229

●問い合わせ先 / 総務課 行政・防災・財務班 ☎82-4111（内線242）